

一般社団法人不動産証券化協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人不動産証券化協会（以下「本協会」という。）と称し、英文では、The Association for Real Estate Securitization（略称ARES）という。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本協会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協会は、不動産証券化業務の適正かつ円滑な運営の確保と不動産証券化の普及推進を通じて、投資家の保護と不動産証券化商品市場の健全な発展を図り、もって不動産投資市場の拡大に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産証券化及び不動産証券化商品に関する調査研究
- (2) 前号に関する提言及び意見の具申
- (3) 会員の営む不動産証券化業務に関し、法令遵守及び商品販売の適正化その他投資家保護に関する指導、勧告その他の業務
- (4) 会員の営む不動産証券化業務に関する投資家からの苦情の解決支援
- (5) 不動産証券化及び不動産証券化商品に関する諸統計及び資料の収集並びに作成
- (6) 一般投資家等に対する不動産証券化及び不動産証券化商品に関する情報の提供、知識の普及並びに啓発活動
- (7) 不動産証券化に関する調査研究並びに資料作成等の業務の受託
- (8) 会員等の営む不動産証券化業務の推進に資する情報の提供並びに研修の実施等
- (9) 不動産証券化商品市場の健全な発展に資する人材の育成
- (10) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外にて行うものとする。

(規律)

第5条 本協会は、理事会が別に定める自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持向上につとめるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 本協会の会員は、正会員と準会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

2 本協会は、第3条に掲げる目的の達成のため、理事会が別に定める指針に基づき、準会員に対して正会員としての入会を要請することができる。

(入会)

第7条 本協会の目的に賛同して入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 本協会に正会員として入会しようとする者は、不動産証券化事業を業として営む又はこれから営もうとする団体若しくは不動産やその証券化商品への投資を行う団体であって次の要件を満たさなければならない。

(1) 宅地建物取引業法、信託業法・金融機関の信託業務の兼営に関する法律、銀行法、保険業法、金融商品取引法、不動産投資顧問業登録規程（総合）に基づく免許、認可若しくは登録を受けていること。ただし、金融商品取引法の対象業務は、第1種金融商品取引業、第2種金融商品取引業、投資助言・代理業（投資助言業務を行う者に限る。）、投資運用業（投資信託委託業者を含む。）とする。

(2) 資本金1億円以上、又は同等以上の経営基盤を有すること。

(3) 前各号に関わらず、本協会の活動に寄与すると理事会が認めた団体であること。

(4) 2名以上の正会員の推薦があること。ただし、第6条第2項に基づき正会員としての入会を本協会が要請した準会員については推薦を要しない。

3 本協会に準会員として入会しようとする者は、不動産証券化に関係する業務を営む団体であって次の要件を満たさなければならない。

(1) 1名以上の正会員の推薦があること。

4 入会申込者（その役員を含む。）が次の各号の一に該当するとき、又はこれに準ずる事由により会員として相応しくないと理事会が認めるときは、当該入会申込者の入会は認めない。

(1) 刑事事件（微罪を除く。）の被疑者として逮捕され、又は被告人として訴追されている者。

(2) 納税に関し、反則事件として調査を受け、告発されている者。

(3) 業務上遵守すべき行政法令等に違反しており、又は関係官庁の処分に従っていない者。

(4) 銀行取引停止等の処分を受けて取引上の信用を失っている者。

(5) 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係その他事

情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、不動産証券化市場の信用を失墜させるおそれがあると認められる者。

- (6) 不動産証券化事業に関し、顧客その他の関係者から重要な事項についての苦情が出され、その処理が終わっていない者。
 - (7) 本協会の目的に反する活動、又はその目的を達成するために本協会が行う事業と相容れない活動を行っている者。
- 5 会員は、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、届け出なければならない。
- 6 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 準会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である団体が解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

（退会）

第10条 正会員及び準会員が退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を会長に提出しなければならない。ただし、会員からの退会届提出前に、当該会員の処分手続きを本協会が開始している場合には、本協会は退会届を受理しないことができる。

（会員の処分）

第11条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認められる場合には、理事会の決議により、当該会員に対して処分を行うことができる。ただし、除名処分は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき行う。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、自主行動基準、規則又は不動産証券化関連法令に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により処分が決議されたときは、その会員に対し、処分内容を通知するものとする。
- 3 第1項に規定する処分の種類は、厳重注意、戒告、会員としての権利の停止若しくは制限、退会勧告又は除名とし、戒告以上の処分を行った場合は、その内容を公示する。
- 4 前項に規定する会員としての権利の停止若しくは制限をする期間は12ヶ月以内とする。

(会員資格喪失等に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。
 - 3 会員が前条により会員としての権利の停止若しくは制限を受けた場合であっても、会員としての義務を免れず、当協会は既納の会費を返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
 - (2) 役員報酬等の額の決定又はその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 正会員の入会金、会費及び準会員の会費の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
 - (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項に関わらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面等に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種別及び開催)

第 15 条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

2 定時社員総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員から社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第 16 条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催日の 1 週間前までに正会員に通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的記録によって、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠席した場合は、その社員総会において、出席正会員の中からこれを選出する。

(定足数)

第 18 条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 19 条 社員総会の議事は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款で別に定めるものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決するものとする。

(表決の委任等)

第 20 条 社員総会に出席しない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 第 16 条第 3 項ただし書きにより社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使する場合及び前項の場合における前 2 条の規定の適用については、

その正会員は出席数に算入し、書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は出席した正会員の議決権の数に算入する。

- 3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印をしなければならない。

第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第23条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以上 25名以内
 - (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち、1名を会長、7名以内を副会長、1名を専務理事、1名以内を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法に定める代表理事とする。
 - 4 第2項の専務理事及び常務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員を選任等)

- 第24条 理事及び監事は、社員総会において正会員の指定代表者（理事又は監事就任時において正会員の指定代表者であった者で後に指定代表者ではなくなった者を再任する場合には本項の適用に限り、正会員の指定代表者とみなし、再々任以降についても正会員の指定代表者とみなす）の中からこれを選任する。ただし、理事のうち7名以内を、監事のうち1名以内を正会員の指定代表者以外の者から選任することができる。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、本協会の業務を分担執行する。また、専務理事に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事及び補欠により選任された監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 理事及び監事は、第 23 条第 1 項で定める定数に欠ける場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された理事及び監事が就任するときまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第 28 条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第 29 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員報酬規則による。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
 - (3) 本協会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第 31 条 本協会は、役員一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本協会は、一般社団法人及び財団法人に関する法律に規定する非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(相談役及び顧問)

第 32 条 本協会に相談役及び顧問を各 3 名以内置くことができる。

- 2 相談役は、会長経験者の中から、理事会において任期を定めたいえで選任する。ただし、再任は妨げない。
- 3 顧問は、理事会において任期を定めたいえで選任する。ただし、再任は妨げない。
- 4 相談役及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 5 相談役及び顧問は、本協会の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に応じる。

第 5 章 理事会

(設置)

第 33 条 本協会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 理事会が重要と判断する規則等の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか本協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 35 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に随時開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 26 条第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第3号による場合は、理事が、前条第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 4 会長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催日の1週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。
- 6 前項の規定に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠席した場合は、その理事会に出席した理事の中からこれを選出する。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決するものとする。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印をしなければならない。ただし、会長が欠席した場合は、出席したすべての理事及び監事がこれを行うものとする。

第6章 基金

(基金)

第43条 本協会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、基金の抛出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の議決を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第7章 財産及び会計

(財産の管理)

第44条 本協会の財産の管理は、会長が行うものとし、その方法は理事会が別に定める。

(事業年度)

第45条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第47条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 本協会は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第49条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 本協会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規則によるものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決を経なければ、変更することはできない。

(合併等)

第51条 本協会は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第52条 本協会は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(剰余金の分配)

第53条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第54条 本協会が清算のときに有する残余財産は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第55条 本協会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会はその決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第56条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。ただし、事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

第57条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 事業計画及び予算に関する書類

(5) 事業報告及び決算に関する書類

(6) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録

(7) 許可、認可等及び登記に関する書類

(8) 定款に定める機関の議事に関する書類

(9) 役員等の報酬規程

(10) 監査報告

(11) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

(公告)

第58条 本協会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(細則)

第59条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第21条第1

項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 45 条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の代表理事は岩沙弘道とする。
- 4 平成 23 年 5 月 24 日 改正
- 5 平成 27 年 5 月 18 日 改正
- 6 2018 年 5 月 21 日 改正
- 7 2018 年 5 月 21 日現在の当協会賛助会員は、本改正施行時に準会員になるものとする。
- 8 2019 年 5 月 22 日 改正
- 9 2023 年 5 月 30 日 改正